

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都千代田区神田東松下町17番地

(名 称) フリージア・マクロス株式会社

(法人番号 3010001000012)

上記被審人に対する令和2年度(判)第6号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円

(2) 課徴金の納付期限 令和2年11月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年9月10日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、東京都千代田区神田東松下町 1 7 番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、被審人と被審人の役員との取引を、「関連当事者との取引」（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 4 の 2 第 1 項）として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		記載すべき重要な事項
	提出日	書類	内容
1	平成 29 年 6 月 28 日	第 74 期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	・「第 5 【経理の状況】」・「1 【連結財務諸表等】」・「(1) 【連結財務諸表】」・「【注記事項】」の「【関連当事者情報】」において、当社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
2	平成 30 年 6 月 28 日	第 75 期（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	・「第 5 【経理の状況】」・「1 【連結財務諸表等】」・「(1) 【連結財務諸表】」・「【注記事項】」の「【関連当事者情報】」において、当社と当社の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第74期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（555,616円）

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第75期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額（651,672円）

が、

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。